

秋 田 市 公 報

あきた

第1192号

令和6年03月10日

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

目次

条例

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	福祉総務課地域福祉推進室（第2号）	5
秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例	福祉総務課地域福祉推進室（第3号）	6

規則

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則	人事課（第1号）	7
秋田市内行旅病人および行旅死亡人取扱規則の一部を改正する規則	福祉総務課地域福祉推進室（第2号）	8
秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	障がい福祉課（第3号）	9
秋田市介護保険法施行細則の一部を改正する規則	介護保険課（第4号）	10
秋田市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	衛生検査課（第5号）	11
秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則	商工貿易振興課（第6号）	12
秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則	企業立地雇用課（第7号）	13
秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	都市計画課（第8号）	14
秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則	建築指導課（第9号）	15
秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	福祉総務課地域福祉推進室（第10号）	16

訓令

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令	人事課（第1号）	18
---------------------------------	----------	----

告示

専決処分した予算およびその要領について	総務課（第20号）	24
令和6年1月秋田市議会臨時会において議決を経た予算およびその要領について	総務課（第21号）	30
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について	環境都市推進課（第22号）	41
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について	障がい福祉課（第23号）	42
差押調書謄本および配当計算書の公示送達について	国保年金課収納推進室（第24号）	43
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和5年 賦課年度令和5年 賦課年度令和4年 賦課年度令和3年 賦課年度令和2年 賦課年度平成31年）の公示送達について	国保年金課（第25号）	44
差押調書（謄本）および配当計算書の公示送達について	納税課（第26号）	45
秋田市議会定例会の招集について	議会事務局総務課（第27号）	46
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室（第28号）	47
道路の区域変更および供用開始について	建設総務課（第29号）	48
令和5年度市民税・県民税納税通知書兼変更通知書の公示送達について	市民税課（第30号）	49
令和5年度後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収中止通知書の公示送達について	後期高齢医療課（第31号）	50
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第32号）	51
令和5年度第6期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について	後期高齢医療課（第33号）	52
道路の区域変更および供用開始について	建設総務課（第34号）	53
犬の登録手数料の徴収事務の委託について	衛生検査課（第35号）	54
狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務の委託について	衛生検査課（第36号）	55
秋操近隣公園テニスコート使用料の徴収業務の委託について	公園課（第37号）	56
秋田市食肉衛生検査所のと畜検査手数料およびと畜検査等証明書交付手数料の徴収業務の委託について	食肉衛生検査所（第38号）	57
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第39号）	58
特定子ども・子育て支援施設等の確認について	施設指導室（第40号）	59
八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第2球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料の徴収事務の委託について	スポーツ振興課（第41号）	60
北野田公園アリーナおよびテニスコートの施設使用料の徴収事務の委託について	スポーツ振興課（第42号）	61
建築基準法による道路の指定の変更について	建築指導課（第43号）	62
建築基準法による道路の指定の変更について	建築指導課（第44号）	63
建築基準法による道路の指定の変更について	建築指導課（第45号）	64
建築基準法による道路の指定について	建築指導課（第46号）	66

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の廃止について	障がい福祉課(第47号)	67
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課(第48号)	68
令和6年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課(第49号)	69
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課(第50号)	75
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について	環境都市推進課(第51号)	77
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について	環境都市推進課(第52号)	78
一つ森公園テニスコートほかの使用料徴収業務の委託について	公園課(第53号)	79
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について	保護第一課(第54号)	80
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定について	保護第一課(第55号)	81
秋田市保健所取扱手数料の徴収事務の委託について	衛生検査課(第56号)	82
秋田市雄和ふるさと温泉供給施設供給料金徴収事務の委託について	観光振興課(第57号)	83
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課(第58号)	84

教委告示

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課(第3号)	85
教育委員会臨時会の招集について	教育委員会総務課(第4号)	86

農委告示

農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局(第2号)	87
----------------	---------------	----

上下水道局告示

指定排水設備工事業者の指定について	上下水道局給排水課(第6号)	88
-------------------	----------------	----

公告

都市公園の区域の変更について	公園課	89
建築基準法による道路の指定の廃止について	建築指導課	90
農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課	92
経営管理権集積計画の取消しについて	農地森林整備課	93

要件付一般競争入札の実施について	産業企画課	94
地区計画変更の原案の縦覧について	都市計画課	98
地区計画の原案の縦覧について	都市計画課	100

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月14日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第2号

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年秋田市条例第32号）
の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1章および章名を加える。

第5章 秋田市災害弔慰金等支給審査委員会

第16条 市長の諮問に応じ災害弔慰金および災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、秋田市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員は、医師、弁護士その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月14日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第3号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2 中小企業振興推進会議委員の項の次に次のように加える。

災害弔慰金等支給審査委員会委員	日額 20,000円
-----------------	------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月5日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第1号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第3項中「にあつては当該復帰」を「又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第10条第1項の規定により採用された職員にあつては当該復帰又は採用」に改める。

第4条の29第2項第1号中「派遣条例第2条第1項の規定による派遣後職務に復帰したこと」を「次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）」に、「当該復帰」を「当該事由発生」に改め、同号に次のように加える。

ア 派遣条例第2条第1項の規定による派遣後職務に復帰したこと。

イ 公益的法人等派遣法第10条第1項の規定による採用をされたこと。

第4条の29第2項第7号中「又は派遣条例第2条第1項の規定による派遣後職務に復帰したこと」および「又は復帰」を「又は事由発生」に改める。

第6条第3項中「をいう。）」の次に「もしくは公益的法人等派遣法第10条第2項に規定する退職派遣者の特定法人（同条第1項に規定する特定法人をいう。）」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

秋田市行旅病人および行旅死亡人取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月5日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第2号

秋田市行旅病人および行旅死亡人取扱規則の一部を改正する規則
秋田市行旅病人および行旅死亡人取扱規則（昭和62年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（告示期間等）

第10条 法第9条の規定により秋田市公告式条例（昭和25年秋田市条例第26号）第2条第2項に規定する掲示場に告示し、および市のホームページへの掲載により閲覧に供する期間は、30日以上とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 2 月 5 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 3 号

秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

秋田市児童福祉法施行細則（平成 9 年秋田市規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 項中「第 6 条の 2 の 2 第 9 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 2 月 5 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 4 号

秋田市介護保険法施行細則の一部を改正する規則

秋田市介護保険法施行細則（平成12年秋田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第 7 条（見出しを含む。）中「申請および」を削り、同条の表中第 1 号から第13号までを削り、第14号を第 1 号とし、第15号を第 2 号とし、第16号および第17号を削り、第18号を第 3 号とし、第19号から第21号までを15号ずつ繰り上げる。

第 8 条を削る。

第 9 条第 1 項中「第 7 条」を「法」に、「届出書」を「法もしくは省令の規定による届出」に改め、同条第 2 項中「第 7 条」を「法」に改め、同条を第 8 条とし、第10条を第 9 条とする。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 2 月 5 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 5 号

秋田市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

秋田市食品衛生法施行細則（平成 9 年秋田市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣および環境大臣」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市中心企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月5日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第6号

秋田市中心企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則
秋田市中心企業融資あっせん条例施行規則（平成7年秋田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「平成25年総務省告示第405号」を「令和5年総務省告示第256号」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 2 月 5 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 7 号

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市商工業振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第10号中「平成25年総務省告示第405号」を「令和 5 年総務省告示第256号」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号および第 3 号から第 6 号までの規定中「令和 6 年 3 月末日」を「令和 8 年 3 月末日」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月5日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第8号

秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（平成24年秋田市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第14号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月5日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第9号

秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則（平成11年秋田市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「第131条の2第2項もしくは第3項」の次に「、第137条の12第6項もしくは第7項」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月14日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第10号

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和50年秋田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第17条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（氏名又は住所の変更届等）」を付する。

第18条に見出しとして「（委任）」を付し、同条中「、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について」を削り、同条を第24条とし、同条の前に次の1章および章名を加える。

第5章 秋田市災害弔慰金等支給審査委員会

（委員長および副委員長）

第18条 条例第16条第1項に規定する委員会（以下「委員会」という。）

に委員長および副委員長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第19条 委員会は、委員長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、委員長を選挙する委員会は、市長がこれを招集する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、委員会の決議があったときは、当該事案に係る調査審議に参加することができない。

(調査審議手続の非公開)

第20条 委員会が行う調査審議の手続は、公開しない。

(意見の聴取等)

第21条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めて意見もしくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第22条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室において処理する。

(委員長への委任)

第23条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第6章 雑則

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市訓令第1号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年2月5日

秋田市長 穂 積 志

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程（平成12年秋田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

46	45
46	46
47	46
47	46
48	47
48	47
49	47
49	48
50	48
50	48
51	49
51	49
52	49

52
53
53
54
54
55
55
56
56
56
56
56
57
57
57
57
58
58
58
58
59
59
59
59
60
60
61

を

50
50
50
51
51
51
52
52
52
52
52
52
53
53
53
53
54
54
54
54
54
55
55
55
55
55

に、

18
19
20
21
21
22
22
23
23
24

を

17
18
18
19
19
20
20
21
22
23

に、

34
35
36

33
34
34

37
38
39
40
41
42
43
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
50
51
52
53
53
54
54
55
55
56
56
57
57

35
35
36
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
49
50
50
51
51
52
52
53
53
53
54
54
54

57
58
58
58
59
59
59
60
60
60
61
61
61
62
62
62
63
63
63
64
64
64
65
65
65
65
65
66
66
66

を

55
55
55
56
56
56
57
57
57
58
58
58
59
59
59
60
60
60
61
61
61
62
62
62
63
63
63
64
64
64
64
64
64

に改める。

66
66
67
67
67
67
67
67
68
68
68
68
68
68
68
68
69
69
69
69
69
69
69
69
69
69
70
70
70
70
70
70
70
70
71
71
71
71

65
65
65
65
66
66
66
66
66
67
67
67
67
67
67
67
67
67
67
67
67
67
67
67
67
67
67
67
67
67
67
67
67
67
67
67

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和6年2月1日

秋田市長 穂 積 志

専決第66号

専 決 処 分 書

令和5年度秋田市一般会計補正予算（第11号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和5年12月25日

秋田市長 穂 積 志

令和5年度秋田市一般会計補正予算（第11号）

令和5年度秋田市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160,064,152千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		千円 6,395,584	千円 600,000	千円 6,995,584
	2 基金繰入金	6,134,655	600,000	6,734,655
歳入合計		159,464,152	600,000	160,064,152

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費		千円 16,766,584	千円 600,000	千円 17,366,584
	2 道路橋りょう費	4,134,631	600,000	4,734,631
歳 出 合 計		159,464,152	600,000	160,064,152

秋田市告示第21号

令和6年1月24日の「令和6年1月秋田市議会臨時会」において議決を
経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和6年2月1日

秋田市長 穂 積 志

令和5年度秋田市一般会計補正予算（第12号）

令和5年度秋田市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,648,155千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161,712,307千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の補正は、「第3表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
12	地方交付税	23,492,314	155,867	23,648,181
	1 地方交付税	23,492,314	155,867	23,648,181
16	国庫支出金	33,905,457	631,388	34,536,845
	2 国庫補助金	12,812,216	631,388	13,443,604
23	市債	13,959,700	860,900	14,820,600
	1 市債	13,959,700	860,900	14,820,600
	歳 入 合 計	160,064,152	1,648,155	161,712,307

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 14,538,190	千円 5,991	千円 14,544,181
	1 総務管理費	12,554,991	5,991	12,560,982
3 民生費		62,031,481	111,782	62,143,263
	1 社会福祉費	31,304,705	87,291	31,391,996
	2 児童福祉費	19,801,530	24,491	19,826,021
7 商工費		9,516,762	54,809	9,571,571
	1 商工費	9,516,762	54,809	9,571,571
8 土木費		17,366,584	621,590	17,988,174
	2 道路橋りょう費	4,734,631	146,900	4,881,531
	5 都市計画費	4,651,927	474,690	5,126,617
10 教育費		14,083,925	853,983	14,937,908
	2 小学校費	4,797,065	504,379	5,301,444
	3 中学校費	1,349,263	349,604	1,698,867
歳 出 合 計		160,064,152	1,648,155	161,712,307

第2表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	電線共同溝整備事業	千円 84,000
		橋りょう修繕事業	62,900
	5 都市計画費	地方道路交付金事業	226,166
10 教育費	2 小学校費	小学校施設等改修経費	268,196
		小学校トイレ環境改善事業	236,183
	3 中学校費	中学校トイレ環境改善事業	249,989
		中学校施設等改修経費	99,615

(変更)

款	項	事業名	金額	
8 土木費	5 都市計画費	土地区画整理会計繰出金		千円
			補正前	331,000
			補正額	189,024
			補正後	520,024

第3表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
児童福祉費	千円 183,100	△ 千円 400	千円 182,700			
道路橋りょう費	3,325,600	66,100	3,391,700			
土地区画整理費	838,100	189,000	1,027,100			
街路事業費	503,500	113,000	616,500			
小学校費	1,836,300	290,800	2,127,100			
中学校費		202,400	202,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	13,959,700	860,900	14,820,600			

令和 5 年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 378,048 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,276,282 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	国庫支出金	931,375	189,024	1,120,399
	1 国庫補助金	931,375	189,024	1,120,399
3	繰入金	964,516	189,024	1,153,540
	1 一般会計繰入金	964,516	189,024	1,153,540
	歳入合計	1,898,234	378,048	2,276,282

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 事業費		1,895,734	378,048	2,273,782
	1 土地区画整理費	1,895,734	378,048	2,273,782
	歳 出 合 計	1,898,234	378,048	2,276,282

第 2 表 繰越明許費補正

(追 加)

款	項	事 業 名	金 額
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅西北地区土地区画整理事業	千円 250,048

(変 更)

款	項	事 業 名	金 額	
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業		千円
			補正前	662,000
			補正額	128,000
			補正後	790,000

秋田市告示第22号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収の事務を、令和6年2月1日から同年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年2月2日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店

秋田市太平山谷字貝ノ沢218番地

高 橋 圭

ローソン秋田広面蓮沼店

秋田市告示第23号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和6年2月6日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	廃止年月日
78	ハーモニー薬局	秋田市仁井田二ツ屋 一丁目3番44号	能 登 泰 之	令和5年 12月31日

秋田市告示第24号

次の国民健康保険税差押調書謄本および配当計算書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該差押調書謄本および配当計算書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年2月7日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

桐 谷 優 人

宮城県仙台市太白区あすと長町3丁目1番62号 D-r o o mハピネス106

2 送達する書類

差押調書謄本および配当計算書

秋田市告示第25号

次の納税通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年2月7日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

国民健康保険税納税通知書（課税年度令和5年 賦課年度令和5年）

国民健康保険税納税通知書（課税年度令和5年 賦課年度令和4年）

国民健康保険税納税通知書（課税年度令和5年 賦課年度令和3年）

国民健康保険税納税通知書（課税年度令和5年 賦課年度令和2年）

国民健康保険税納税通知書（課税年度令和5年 賦課年度平成31年）

秋田市告示第26号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年2月7日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

住所 秋田市仁井田目長田三丁目1番28号 ロイヤル下田201

氏名 Z H U M E N G F A N

2 送達する書類

差押調書（謄本） 1通

配当計算書 1通

秋田市告示第27号

令和6年2月14日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

令和6年2月7日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第28号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年2月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

道路の種別	旧新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	旧	新中島 大野線	秋田市仁井田字新中島253番1地先 秋田市仁井田字大野211番1地先	874.2	5.00 ～ 20.80
	新	新中島 大野線	秋田市仁井田字新中島963番地先 秋田市仁井田字大野211番1地先	491.3	5.00 ～ 20.80

2 区域変更および供用開始の期日

令和6年2月13日

3 縦覧期間

令和6年2月9日から同年3月1日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第30号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年2月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の名称
令和5年度市民税・県民税納税通知書兼変更通知書

秋田市告示第31号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年2月9日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

令和5年度後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収中止通知書

秋田市告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和6年2月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
神田町内会
- 2 認可年月日
平成12年11月30日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 佐 藤 祐 幸
秋田市外旭川字神田520番地1
変更後 早 坂 和 人
秋田市外旭川字神田790番地1
- 4 変更年月日
令和6年1月28日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第33号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年2月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和5年度第6期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月13日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

整理番号	旧新	路線名	起 終	点 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
41307	旧	将軍野東二丁目 29号線	秋田市将軍野東二丁目31番217地先 秋田市将軍野東二丁目31番302地先		55.30	4.00
	新	将軍野東二丁目 29号線	秋田市将軍野東二丁目31番217地先 秋田市将軍野東二丁目31番226地先		96.20	4.00

2 区域変更および供用開始の期日

令和6年2月13日

3 縦覧期間

令和6年2月13日から同年3月4日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第35号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、犬の登録手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年2月13日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目7番9号

公益社団法人 秋田県獣医師会

会長 砂 原 和 文

2 委託の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間

秋田市告示第36号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年2月13日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目7番9号

公益社団法人 秋田県獣医師会

会長 砂 原 和 文

2 委託の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間

秋田市告示第37号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋操近隣公園テニスコート使用料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年2月14日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市泉中央二丁目27番28号

有限会社本間酒店

代表取締役 本 間 賢

2 委託期間

令和6年4月1日から同年11月30日まで

秋田市告示第38号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市食肉衛生検査所のと畜検査手数料およびと畜検査等証明書交付手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年2月14日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市河辺神内字堂坂2番地1

株式会社秋田県食肉流通公社

代表取締役社長 土 田 正 広

2 委託した期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

秋田市告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和6年2月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
豊成町内会
- 2 認可年月日
平成7年2月27日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 山 内 三 廣
秋田市河辺戸島字藤島94番地
変更後 鎌 田 博 道
秋田市河辺豊成字宮下55番地3
- 4 変更年月日
令和6年1月21日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第40号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等を次のとおり確認したので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和6年2月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称
村 上 貴 子
- 2 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称
キズナシッター（外旭川）
- 3 施設等の所在地
秋田市外旭川八幡田一丁目8番7号 サンハイツMⅡ-13
- 4 子ども・子育て支援施設等の種類
認可外保育施設
- 5 確認した年月日
令和6年2月9日

秋田市告示第41号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第2球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年2月15日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市八橋南一丁目8番2号

一般社団法人秋田市シルバー人材センター

理事長 野 口 良 孝

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

秋田市告示第42号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、北野田公園アリーナおよびテニスコートの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年2月15日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市雄和椿川字奥椿岱194番地1

株式会社サンアメニティ秋田支社

支社長 金 澤 直 樹

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

秋田市告示第43号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく道路の指定を次のとおり変更したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第30条の規定により告示する。

令和6年2月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定番号 LC1304-06
- 2 変更する指定道路の種類
建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 変更の年月日 令和6年2月15日
- 4 変更前の指定道路の位置
秋田市新屋表町102番1の内、103番の内、104番の内、104番4の内、104番7の内、104番9の内、209番の内、210番の内、211番の内、213番の内、214番の内、215番の内、216番の内および250番の内
- 5 変更後の指定道路の位置
秋田市新屋表町102番1の内、103番の内、104番の内、104番4の内、104番13の内、211番の内および250番の内ならびに102番1の先、103番の先、104番の先、104番4の先、104番13の先、211番の先および250番の先
- 6 変更後の指定道路の延長および幅員
延長 89.81メートル
幅員 4.00メートル

秋田市告示第44号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく道路の指定を次のとおり変更したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第30条の規定により告示する。

令和6年2月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定番号 KC9402-10
- 2 変更する指定道路の種類
建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 変更の年月日 令和6年2月15日
- 4 変更前の指定道路の位置
秋田市外旭川字山崎246番2の内、247番1の内、247番2の内、247番3の内、252番3の内、252番5の内、253番の内、254番の内、268番の内、269番1の内、269番2の内、269番3の内、270番1の内、270番3の内、270番5の内、271番1の内、279番2の内、280番2の内、281番1の内、281番2の内、282番1の内、282番2の内、283番2の内、284番2の内、292番2の内、293番2の内、294番2の内、295番2の内、296番1の内および296番2の内
- 5 変更後の指定道路の位置
秋田市外旭川字山崎292番2、293番2、294番2、295番2、296番1の内および296番2ならびに292番2の先、293番2の先、294番2の先、295番2の先、296番2の先、297番1の先、297番2の先および559番の先
- 6 変更後の指定道路の延長および幅員
延長 130.50メートル
幅員 4.00メートル

秋田市告示第45号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく道路の指定を次のとおり変更したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第30条の規定により告示する。

令和6年2月15日

秋田市長 穂 積 志

1 指定番号 LC2604-10

2 変更する指定道路の種類

建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路

3 変更の年月日 令和6年2月15日

4 変更前の指定道路の位置

秋田市河辺和田字和田144番1の内、144番2の内、149番2の内、149番3の内、149番5の内、154番2の内、156番3の内、157番1の内、159番1の内、160番1の内、169番1の内、186番1の内、186番3の内、191番1の内、191番2の内、226番1の内、226番2の内、226番5の内、227番の内、232番10の内、232番12の内、232番8の内、37番12の内、37番13の内および47番2の内

5 変更後の指定道路の位置

秋田市河辺和田字和田45番1の内、149番5の内、154番1の内、154番2の内、154番6の内、156番3の内、156番9の内、156番10の内、156番13の内、156番14の内、157番1の内、158番1の内、159番1の内、160番1の内、169番1の内、180番の内、182番1の内、186番1の内、186番3の内、191番1の内、191番2の内、192番1の内、208番1の内、226番1の内、226番4の内、226番5の内、231番7の内および232番3の内

6 変更後の指定道路の延長および幅員

延長 441.15メートル

幅員 4.00メートル

秋田市告示第46号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく道路を次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第30条の規定により告示する。

令和6年2月15日

秋田市長 穂 積 志

1 指定番号 KC9404-23

2 指定道路の種類

建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路

3 指定の年月日 令和6年2月15日

4 指定道路の位置

秋田市外旭川字山崎350番の内、352番2の内、355番の内、355番1の内、356番1の内、357番の内、382番1の内、382番2の内および383番1の内ならびに350番の先、352番2の先、355番の先、355番1の先、356番1の先、357番の先、382番1の先、382番2の先および383番1の先

5 指定道路の延長および幅員

延長 42.40メートル

幅員 4.00メートル

秋田市告示第47号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和6年2月15日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	廃止年月日
155	鎌田グリーン 薬局	秋田市保戸野すわ町 10番30号	鎌 田 隆 治	令和6年 2月8日

秋田市告示第48号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和6年2月15日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：訪問看護

指定 番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
18	訪問看護かえりえ 秋田	秋田市川元むつみ町 7番13号	有限会社やさし い手秋田 代表取締役 高 林 涉	令和6年 3月1日

秋田市告示第49号

令和6年2月14日の「令和6年2月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和6年2月19日

秋田市長 穂 積 志

令和5年度秋田市一般会計補正予算（第13号）

令和5年度秋田市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ827,946千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162,540,253千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	34,536,845	827,946	35,364,791
	2 国庫補助金	13,443,604	827,946	14,271,550
	歳入合計	161,712,307	827,946	162,540,253

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 民生費		62,143,263	827,946	62,971,209
	1 社会福祉費	31,391,996	827,946	32,219,942
	歳 出 合 計	161,712,307	827,946	162,540,253

第2表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰支援給付金給付事業（住民税均等割のみ課税世帯分）	千円 618,515
		物価高騰支援給付金給付事業（こども加算分）	208,419

秋田市告示第50号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和6年2月20日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

イ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和6年1月6日から同月11日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和6年2月20日から同年8月20日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第51号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収の事務を、令和6年2月16日から同年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年2月20日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店

秋田市飯島松根東町2番33号

齋 藤 ゆかり

ローソン秋田北インター店

秋田市告示第52号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収の事務を、令和6年2月16日から同年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年2月20日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店

秋田市土崎港西二丁目12番48号

ビレッジハウス土崎2-201

伊 藤 幹 子

ローソン秋田土崎港中央五丁目店

秋田市告示第53号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、一つ森公園テニスコートほかの使用料徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年2月26日

秋田市長 穂 積 志

1 徴収業務名

- (1) 一つ森公園テニスコート
- (2) 一つ森公園コミュニティ体育館
- (3) 一つ森公園弓道場
- (4) 雄物川河川緑地テニスコート
- (5) 雄物川河川緑地野球場

2 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1
公益財団法人秋田市総合振興公社
理事長 根 田 隆 夫

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

秋田市告示第54号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和6年2月28日

秋田市長 穂積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
秋田アクアデンタル クリニック	秋田市南通築地11番26号	令和5年12月1日
ハーモニー薬局	秋田市仁井田二ツ屋一丁目3番44号	令和6年1月1日

2 廃止

事業所名称	廃止年月日
広面中村歯科医院	令和5年11月15日
カウンセ薬局 さくら店	令和5年10月27日

秋田市告示第55号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和6年2月28日

秋田市長 穂 積 志

事業所名称	所在地	指定年月日
たんぼぼケアプランセンター	秋田市寺内字イサノ101番地 アルファコート1F	令和6年1月1日

秋田市告示第56号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市保健所取扱手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年2月28日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市八橋南一丁目8番3号

秋田食品衛生協会

会長 佐 藤 卯兵衛

2 委託の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間

秋田市告示第57号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市雄和ふるさと温泉供給施設供給料金徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年2月28日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の名称および所在地

株式会社雄和振興公社

代表取締役 奥 田 正 樹

秋田市雄和妙法字糠塚1番地1

2 委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

秋田市告示第58号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和6年2月29日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
266	調剤薬局ツルハドラ ッグ外旭川店	秋田市外旭川字小 谷地33番地1	株式会社ツルハ 代表取締役社長 八 幡 政 浩	令和6年 3月1日

秋田市教委告示第3号

令和6年2月15日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和6年2月9日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市教委告示第4号

令和6年2月27日午後4時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会臨時会を招集する。

令和6年2月20日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

教職員人事異動に関する件

秋田市農委告示第2号

令和6年2月16日午後2時30分秋田市役所6-A会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和6年2月8日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画（令和5年度第11号計画）に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件

秋田市上下水道局告示第6号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の3の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

令和6年2月21日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

業者名	代表者	所在地	指定年月日
ユナイテッド計画株式会社	平野久貴	秋田市寺内蛭根三丁目24番3号	令和6年2月16日

秋田市公告

都市公園の区域を変更するので、秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）第13条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年2月1日

秋田市長 穂 積 志

1 区域を変更する都市公園の名称、位置および区域変更の期日

都市公園の名称	位 置	区域変更の期日
八橋運動公園	秋田市八橋運動公園 地内	令和6年2月1日

2 都市公園の区域

別図（省略）のとおり

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定により次のとおり公告する。

令和6年2月15日

秋田市長 穂 積 志

指定廃止路線一覧

番号	指定月日	指定番号	幅員 (m)	延長 (m)	指定道路の位置	指定廃止の 年月日・番号
1	昭和42年 10月19日	S42-061	4.00	54.90	秋田市手形字西谷地129番5の内、 129番6の内、130番1の内、130番 2の内、130番4の内および130番9	令和6年 2月15日 第1号
2	昭和60年 3月25日	S59-022	4.00	21.18	秋田市手形字西谷地113番1の内 および114番5の内	令和6年 2月15日 第2号
3	昭和61年 4月7日	S61-001	4.00	35.54	秋田市手形字西谷地116番1の内 および116番2の内	令和6年 2月15日 第3号

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和5年度第11号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年2月26日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市公告

令和4年1月25日および同年3月3日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画を取り消したため、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第9条第1項の規定により公告する。

令和6年2月26日

秋田市長 穂 積 志

記

- 1 経営管理権集積計画を取り消した森林別紙（省略）のとおり
- 2 経営管理権集積計画を取り消した理由
森林所有者からの申出による

秋田市公告

次のとおり要件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年2月27日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 名 称	市有林素材販売（間伐材）
(2) 仕様書等	別紙（省略）のとおり
(3) 履行場所	秋田市河辺北野田高屋字獅子岱地内（土場）
(4) 予定価格 （最低入札価格）	8,190,000円（税抜）
(5) 入札要件	<p>① 秋田市内に事業所（本店・支店・営業所等）を有すること。</p> <p>② 市内製材所等との販売協定による素材売払いが可能であること。</p> <p>③ 過去5年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と立木および素材の売買契約を締結し、履行した実績を2回以上有する者であること。</p> <p>④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>⑤ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。</p> <p>⑥ 市税に滞納がないこと。</p> <p>⑦ 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に、もしくは常習的</p>

		に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。
(6) 受 付		
日 時	令和6年3月14日(木) 午前9時から午前9時50分まで	
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所5階 会議室5-B	
(7) 入 札		
日 時	令和6年3月14日(木) 午前10時	
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所5階 会議室5-B	
(8) 契 約 日	令和6年3月19日(火) (予定)	

2 提出書類等について

(1) 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「実績調書等」という。）を受付時に提出すること。

ア 業務履行実績調書【様式3】および契約書等の写し

※入札参加要件の③を確認できること。

※秋田市財務規則第109条第1項第2号の規定により入札保証金の免除を希望する場合は、そのことを確認できる内容であること。

イ 完納証明書（市税に未納がない納税証明書で、令和6年1月1日以降に発行されたもの）（写し可）

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等により納税等の猶予を受けている場合は、そのことを確認できる書類（納税証明書又は徴収猶予許可通知書など）（写し可）

ウ 登記簿謄本（写し可）※申込日から3か月以内に発行されたもの

エ 誓約書【様式4】

オ 入札保証保険契約に係る書類の写し（秋田市財務規則第109条第1項第1号の規定により入札保証金の免除を希望する場合のみ）

(2) (1)のアおよびエの様式については、秋田市ホームページから入手

すること。

3 入札保証金について

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上（1円未満切上）に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

ただし、秋田市財務規則第109条第1項第1号および第2号の規定（※）のいずれかに該当する場合は入札保証金を免除する。

第1号に該当する場合は入札保証保険契約に係る書類の写しを、第2号に該当する場合は業務履行実績調書【様式3】および契約書等の写しを受付時に提出してください。

※第1号：入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

第2号：入札参加者が過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）

又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。
- (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。
- (4) 落札者以外の入札参加者の入札保証金は当日還付する。

4 入札について

- (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 入札参加希望者は、受付時間までに受付を済ませること。
- (3) 入札書には、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があ

るときはその端数金額を切り捨てた額)をもって契約金額とする。

(4) 予定価格以上の価格で申込みをした方のうち、最高の価格をもって入札した方を落札者とする。

(5) 入札執行回数は、2回を限度とする。

(6) 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出すること。

なお、入札書には代理人の印を押印すること。

5 入札無効に関する事項

(1) 郵便による入札は認めないものとする。

(2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

6 契約保証金

(1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。

ただし、秋田市財務規則第128条第1項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。

なお、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。

(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

7 その他

(1) 実績調書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された実績調書等は、返却しないものとする。

(3) 実績調書等に関する問合せ先

秋田市産業振興部産業企画課 総務企画担当

電話 018-888-5722

(4) 仕様書等の内容に関する問合せ先

秋田市産業振興部農地森林整備課 森林整備担当

電話 018-888-5739

秋田市公告

地区計画の案を作成したいので、秋田市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年秋田市条例第28号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画変更の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する者は、当該地区計画変更の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに市に意見書を提出することができる。

令和6年2月29日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

泉ハイタウン地区計画

山手台地区計画

仁井田福島地区計画

桜台地区計画

御所野元町地区計画

御所野下堤・元町地区計画

御所野地藏田地区計画

南ヶ丘地区計画

2 位置および区域

秋田市泉菅野一丁目、泉菅野二丁目、山手台一丁目、山手台二丁目、山手台三丁目、仁井田福島二丁目、仁井田字福島、仁井田字猿田川端、牛島東七丁目、桜台一丁目、桜台二丁目、桜台三丁目、下北手桜字桜、桜三丁目、桜四丁目、御所野元町五丁目、御所野元町六丁目、御所野元町七丁目、御所野下堤一丁目、御所野元町二丁目、御所野元町三丁目、御所野地藏田二丁目、御所野地藏田四丁目、御所野地藏田五丁目、南ヶ丘一丁目、南ヶ丘二丁目、南ヶ丘三丁目および上北手百崎字二夕子沢地

内

3 縦覧期間

令和6年2月29日から同年3月14日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

地区計画の案を作成したいので、秋田市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年秋田市条例第28号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する者は、当該地区計画の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに市に意見書を提出することができる。

令和6年2月29日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画地区計画 横町地区計画

2 位置および区域

秋田市大町五丁目および大町六丁目地内

3 縦覧期間

令和6年2月29日から同年3月14日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課